

# 令和7年度 第1回京都市産業廃棄物資源循環推進会議 次第

令和7年7月30日（水）午前10時

## 1 開会

## 2 委員長、副委員長の指名

## 3 議事

- (1) 産業廃棄物処理指導に係る令和6年度の取組結果について
- (2) 産業廃棄物実態調査の進捗状況について

## 4 閉会

### ○ 会議資料

資料1 産業廃棄物処理指導に係る令和6年度の取組結果について

- 別紙1 業種別啓発リーフレット（飲食店向け）
- 別紙2 ごみゆにけーしょん 第52号
- 別紙3 さんぱい施設見学エコツアー 周知チラシ

資料1-2 補足資料（制度、施策等の概要）

資料2 産業廃棄物実態調査の進捗状況について

資料2-1 意識調査質問の概要

資料2-2 意識調査質問（案）

## 産業廃棄物処理指導に係る令和6年度の取組結果について

### 1 排出事業者に対する取組

#### (1) 排出事業者に対する指導・啓発

##### ア 立入指導

###### (ア) 多量排出事業場【補1】

製造業を中心としつつ、小売業、建設業、医療機関等の幅広い業務を対象に、立入りを実施した。製造業では、特別管理産業廃棄物の発生量が多い事業者に対し、重点的に立ち入りを行い、必要な指導を実施した。

###### (イ) 廃プラスチック類を多く排出する事業場

1-1

多量排出事業場を中心に事業場に立ち入り、プラスチック資源循環に関する取組状況を確認した。

###### (各事業者の取組状況)

- ・ (小売業) カトラリー類の脱プラ (紙ストロー、木製スプーン等)
- ・ (小売業) バイオマスプラスチックへの代替 (コスト面から少しづつ)
- ・ (宿泊業) アメニティ配布をバイキング形式 (必要分を取る) に変更
- ・ (製造業) マテリアルリサイクルに取り組みたいが、国内にそのような技術を持った会社がない。

###### (ウ) さんぽいチェック制度【補2】において「さんぽい適正処理・3R推進事業場」の認定申請のあった事業場

1-8

チェックシートによる自己チェックの結果 (廃掃法の保管基準、委託基準及びマニフェスト等の遵守の状況) が適正であるかについて確認するため、立入指導を実施した。

###### (エ) 建設リサイクル法に基づく届出のあった建設工事の現場【補3】

再資源化が義務付けられている特定建築資材 (木くず、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊) の処理状況等を確認した。

###### (オ) 地下工作物の存置に係る届出のあった現場【補4】

存置による生活環境保全上の支障の発生のおそれがないこと及び存置の有用性を確認するための現場調査を行った。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
多量排出事業場等	15	15	16
さんぽい適正処理・3R推進事業場 認定申請事業場	13	21	14
建設リサイクル法届出現場	47	42	33
地下工作物存置届出現場	21	18	12

## イ 産業廃棄物の不法投棄等の抑止・指導等 2-1 1-6

- (ア) 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地【補5】の監視
- (イ) 重点監視地域【補6】に対する定期的なパトロールの実施
- (ウ) 大岩街道周辺地域【補7】での監視パトロール、立入指導等の実施
- (エ) 関係機関との連携による路上検問の実施
- (オ) クリーンセンターにおける搬入ごみ検査【補8】
- (カ) 不適正処理に対する指導等
- (キ) IoTカメラによる不法投棄の遠隔監視の実施

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
保管用地	届出件数	2	0	1
	廃止件数	0	7	0
	累積届出件数	52	45	46
重点監視地域パトロール回数		週1～4回	週1～4回	週1～4回
大岩街道	監視パトロール回数(注1)	週6回	週6回	週6回
周辺地域	立入指導件数	11	7	5
対策	一斉立入指導回数	1	1	1
路上検問(注2)回数		1	2	1
クリーンセンター 搬入ごみ検査	実施回数	140	145	133
	検査件数(台数)	331	325	445
	指導件数(注3)	290	306	248
不適正処理事案への対応件数		121	117	70

注1 監視パトロールは、委託業者による監視（平日早朝及び休日を含む。）を含む。

2 路上検問の実施の概要は以下のとおり。

（京都府及び京都市主催で実施）

- ・実施日：令和6年6月19日（水）
- ・実施場所：途中越（京都市左京区大原小出石町 国道367号 滋賀方面行車線）
- ・参加主体：環境省近畿地方環境事務所、滋賀県、大津市、京都府、京都市、下鴨警察署等
- ・実施結果：口頭指導2件（車両表示不備1台、書面の備え付け義務違反2台）

3 指導件数は、一般廃棄物収集運搬業者に対する事後指導件数及び持ち込みごみ搬入者への持ち帰り指導件数の合計。なお、指導件数には、産業廃棄物関係以外の指導（一般廃棄物の搬入不適物等）も含む。

## ウ PCB廃棄物の適正保管及び適正処理の指導 2-2

### (ア) 高濃度PCB廃棄物に対する取組

荷姿登録期限である令和5年11月15日までに発見されたものについては処分が完了。期限以降に新規発見報告が16件（令和7年3月末時点）あり、令和7年4月からJESCO北海道で受入れが再開されたため、順次処分されている。

令和7年度以降、新規発見されたものについては、速やかにJESCOの処理ルートに繋いでいる。

◇ 京都市内の高濃度 P C B 廃棄物の状況（令和 7 年 6 月末時点）

製品の種類	令和 7 年 3 月末時点	
	事業場数	数量
トランス	0	0 台
コンデンサー	6	9 台
安定器等※	10	328kg
上記以外	0	0kg

※ 小型コンデンサー（3kg 未満）を含む。



- ・ JESCO 北海道に搬入が進んでいる。
- ・ 全件、JESCO に連絡済。

① 低濃度 P C B 廃棄物に対する取組

○ 保管事業者への働き掛け

保管事業者からの届出等の機会を活用し、環境省のパンフレットを同封するなど、計画的に処分を進めるよう働き掛けた。

○ 環境省補助金事業の案内

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団が実施する「低濃度 P C B 助成金」（※）の案内を、低濃度 P C B 機器を所有している民間事業者（約 120 者）に対して送付した。

※ トランス、コンデンサー等の低濃度 P C B 廃棄物の処分費用に係る助成

○ 庁内への取組

本市庁内にも、低濃度 P C B 含有機器の使用や低濃度 P C B 廃棄物の保管があり、これらの事業所に対し、予算の確保状況等の調査を行い、期限内の計画的な処理に向けて働き掛けた。

エ 電子マニフェストの導入促進 1-9

立入指導等の機会を活用した電子マニフェスト導入の勧奨や特別管理産業廃棄物の多量排出事業場に該当する医療機関に対する電子マニフェスト使用の指導を行った。

また、令和 7 年 4 月から、本市の市長部局及び消防局において、電子マニフェストの使用環境を整備し、使用促進を図っている。

（参考 1）産業廃棄物処理量に対する電子マニフェストの捕捉率（年度末時点）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全国の捕捉率（注）	60%	62%	64%

注 電子マニフェスト捕捉率は、前年度資料から定義を変更して「電子マニフェストによる委託量 ÷ 総委託量」で算出している。また、年間総委託量を 1 億 6000 万トンとして算出している。

（参考 2）京都市における電子マニフェスト加入者数（各年度末時点）

年 度	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	合 計
令和 4 年度	5,730	303	70	6,103
令和 5 年度	5,940	325	69	6,334
令和 6 年度	6,271	353	69	6,693

## オ 産業廃棄物関係の諸手続におけるオンライン化 1-9

以下の報告書に関し、オンライン手続の利用を促している。

報告内容		令和5年度	令和6年度
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	提出件数	3,826	3,796
	うちオンライン	520 (13.6%)	764 (20.1%)
多量排出事業者の(特別管理)産業廃棄物処理計画書・実施報告書	提出件数	152	142
	うちオンライン	31 (20.4%)	31 (21.8%)

## カ 少量排出事業場に対する指導・啓発 1-6

### (ア) 少量排出事業場が多い業種を対象にした業種別リーフレットによる啓発

飲食店からよく排出される廃棄物の分別方法や正しい処理方法について分かりやすく示した啓発リーフレットを作成し、業界団体等を通じて配布した(別紙1参照)。

発行部数	配布の協力依頼先(データ提供を含む)
5,500部	・京都府料理飲食業組合連合会 ・京都市食べ残しぜロ推進店舗(9月予定) ・京都環境事業協同組合

### (イ) クリーンセンターにおける搬入ごみ検査及び検査結果に基づく指導・啓発

検査の結果、産業廃棄物やリサイクル可能な紙ごみ(一般廃棄物)などの分別が不十分であった排出事業場に対し、一般廃棄物の収集運搬業者を通じて訪問や電話等による啓発を行うとともに、本市職員による立入指導等を実施した。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
立入指導件数	283	305	348

注1 排出事業者への立入指導等(電話等で指導したものも含む。)の件数であり、搬入ごみ検査における搬入者への指導件数(上記イ(オ))とは一致しない。

2 立入指導は、事業場の規模の大小に関わらず実施しており、対象は少量排出事業場に限られない。

### (ウ) 事業ごみ減量ニュースレター「ごみゅにけーしょん」の発行(別紙2参照)

事業ごみの排出ルールに関する知識やごみの減量・再資源化の必要性及びその方法、優良事例などを分かりやすく紹介するニュースレターを作成し、各種業界団体を通じて排出事業者等に配布した。

発行年月(号数)	主な内容	発行部数
令和6年6月(52号)	京都環境賞、業種別リーフレット	30,000部
令和6年10月(53号)	食品ロス削減月間	30,000部
令和7年1月(54号)	2R及び分別・リサイクル活動優良賞等	29,000部

## キ 公共工事におけるリサイクルの質の向上 1-4

### (ア) 建設廃棄物の再資源化施設への搬入の徹底

京都市建設リサイクル推進プラン'21<sup>\*</sup>に掲げる建設副産物の再資源化率等に関する令和12年度目標値については、令和6年度時点で建設混合廃棄物の排出率を除き達成済み。

※ 国の建設リサイクル推進計画を受け、本市の建設リサイクルの現状を踏まえ、循環型社会の構築に寄与することを目的に策定（本市が行う全ての工事が対象）

	再資源化率の目標値及び実績値		
	令和12年度の目標値	令和6年度	令和6年度の発生量*
建設廃棄物	99%以上	99.9%	267,054.0t
a) アスファルト塊	99%以上	100.0%	112,641.1t
b) コンクリート塊	99%以上	100.0%	94,647.4t
c) 建設汚泥	99%以上	100.0%	53,877.1t
d) 建設混合廃棄物	排出率	2%以下	3.3%
e) 建設発生木材	99%以上	100.0%	2,322.2t
f) 建設発生土	有効利用率	80%以上	99.7%
			176,972.7m <sup>3</sup>

※各々の発生量に関しては、現場内利用を含む

### (イ) 公共工事に係る建設副産物の発生抑制や再生利用に資する良好事例の収集及び紹介

公共工事に係る建築副産物のさらなる発生抑制等の取組につながるよう、近年実績があり有用と考えられる事例をまとめた「建設副産物発生抑制事例集」の改定に向け、検討を行っている。

（参考）「京都PVCパネル循環プラットフォーム」（京都府主催）【補9】

### への参画 1-7

#### ◇令和6年度の開催実績

- 資源循環WG・長寿命化WG合同開催 1回（国の法制化の進捗状況等）

### (2) 排出事業者による自主的な取組の促進 (共通) 1-1 1-2 1-3

#### ア さんぽいチェック制度の実施 1-8

排出事業者の自己点検及び改善を啓発・支援するとともに、優良な事業場を認定することにより、産業廃棄物の適正処理及び3Rの推進に向けた排出事業者の意識の向上を図る「さんぽいチェック制度」を実施した。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推進事業場認定件数 (認定継続中の事業場を含む)	13	21	33
(内訳)			
認定継続中			19
シルバー認定1回目		19	4
認定2回目			1
新規		2	9

#### イ プラスチックの資源循環に係る良好事例の紹介 1-8

市内の排出事業者による、廃プラスチック類の分別やマテリアルリサイクル等の良好事例を、京都市公式YouTubeチャンネル「きょうと動画情報館」で紹介した。

紹介事業者	取組概要	公開日	視聴回数
株式会社島津製作所 (精密機器等製造企業)	使用済み梱包材をラボ廃液保管用ポリ容器にマテリアルリサイクルし、龍谷大学とも連携	令和7年 7月14日	490回 (令和7年7月 25日時点)

(参考 URL) <https://youtu.be/Jn4YYCluVHw>

### (3) 排出事業者に対する情報提供等

#### ア 排出事業者向け総合ポータルサイトの効果的な運用 1-1 1-2 1-3 1-7 1-10

令和6年3月25日に開設後、排出事業者への情報提供に活用し、より使いやすいよう機能の拡充を図った。

- 廃棄物分類検索の拡充（検索項目の追加）
- さんぱいQ&Aの新設（令和7年7月22日掲載）
- ポータルサイトを用いた情報の提供
  - 届出提出のアナウンス  
(PCB保管状況、管理票報告、多量排出計画書)
  - 補助事業等の情報提供  
(3R支援センター、産業廃棄物処理事業振興財団)

#### イ あらゆる機会を活用した情報発信 1-1 1-2 1-3 1-7

「廃棄物の適正処理ガイドブック」等を用いた指導、啓発に加え、立入指導やさんぱいチェック制度の案内送付などの様々な機会を活用して、(一社) 京都府産業廃棄物3R支援センター等と連携し、排出事業者に有益な情報を提供了。

- さんぱいチェック制度の案内等の機会を活用した各種情報提供
- 冊子等を活用した指導・啓発

- 廃棄物の適正処理ガイドブック【令和4年11月改訂】
- 事業系廃棄物の正しい出し方【令和5年1月改訂】
- 業種別 適正処理・3R推進リーフレット（京都府産業資源循環協会連携）

- ・ いち、に、さんぱい！（小中学生向け）
- ・ 焼却禁止の啓発チラシ
- ・ 焼却炉の基準に係る啓発リーフレット

※ その他、環境省等が発行する啓発資材を活用している。

- 講習会、社内研修、「京都市政出前トーク」等への講師派遣
  - ・ 京都市政出前トーク 1件（排出事業者向け）

#### （4）下水汚泥のリサイクルの推進【補10】 1-5

本市の下水道事業で発生する下水汚泥の約半分を、下水汚泥固化燃料施設【補10】において燃料化することにより、石炭の代替燃料として火力発電所等において有効に利用するリサイクルを実施している。

- 下水汚泥の処理状況 (単位：トン)

	(参考) 令和2年度	令和5年度	令和6年度
固形燃料化	—	46,820 (43.0%)	45,866 (42.0%)
焼却	96,756 (99.0%)	63,301 (57.0%)	63,424 (58.0%)
セメント原料	998 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計 (下水汚泥排出量)	97,754	110,121	109,290

## 2 産業廃棄物処理業者に対する取組

### (1) 産業廃棄物処理業者に対する指導・啓発等

#### ア 法令に基づく指導監督

##### (ア) 産業廃棄物処理施設への定期的な立入検査

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中間処理・積替保管施設	37件/全87件 (延べ39回)	36件/全86件 (延べ40回)	32件/全85件 (延べ34回)
自己処理施設	0件/全2件	1件/全2件	1件/全2件
ダイオキシン類の行政検査	2件/全2件	2件/全2件	2件/全2件
法に基づく定期検査	1件/全4件	1件/全3件	0件/全3件

##### (イ) 違反行為に対する厳正かつ迅速な指導及び処分

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業許可	取消し	—	—
	停止命令	—	—
施設設置許可	停止・改善命令	—	—
	取消し	—	—

##### (ウ) 優良産廃処理業者認定制度の運用

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
優良認定処理業者数 (認定件数) [各年度末時点]	17者(32件)	17者(32件)	16者(29件)

#### イ 優良な処理業者の育成に向けた働き掛け 1-9 2-4

##### (ア) 処分業者・収集運搬業者(積替え保管)への立入検査時の働き掛け

- リーフレットを用いた啓発(BCP策定、電子マニフェスト利用)

##### (イ) ポータルサイトを活用した情報提供

- 家電4品目の収集運搬に関する注意喚起
- PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について

##### (ウ) 市内の収運業者のうち電子マニフェスト未導入者に対する働き掛け

- 未導入業者(45事業者)に対し、導入に向けた啓発を実施

#### ウ 処理業者の地域活動への参加の促進

- ポータルサイトを通じ良好事例を紹介予定(令和7年度)

### (2) 災害廃棄物の適正処理に係る協力支援体制の強化 2-3

災害発生時における応急対策活動に関する協定先の一つである(公社)京都府産業資源循環協会と、災害廃棄物の収集運搬、処理・処分に係る委託可能な業務内容について協議を行っている。

### 3 市民に対する取組

産業廃棄物の処理の重要性に対する市民の理解の促進や、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に対する市民のイメージの向上を図るための啓発を行った。

#### (1) さんぽい施設見学会（エコツアー） 3-2 (別紙3参照)

年度	さんぽい施設見学会 (エコツアー)
令和4年度	2回 オンライン形式延べ22組参加
令和5年度	2回 実地形式25名、オンライン形式15組参加
令和6年度	2回（注）

注 見学先と参加者数の詳細は、以下のとおり。

実施年月日	参加者数	行 先
7月29日（月） (実地形式)	24名	コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)京都工場 ～(株)カンボ
8月 5日（月） (オンライン形式)	10組	トヨタ自動車(株) ～(株)京都環境保全公社

#### (2) 見学受入施設に係る情報の収集と公開 3-1 3-2

- 処分業者に対し見学実施状況を照会し、見学受入れを行っている事業者をホームページに掲載する予定（令和7年度）

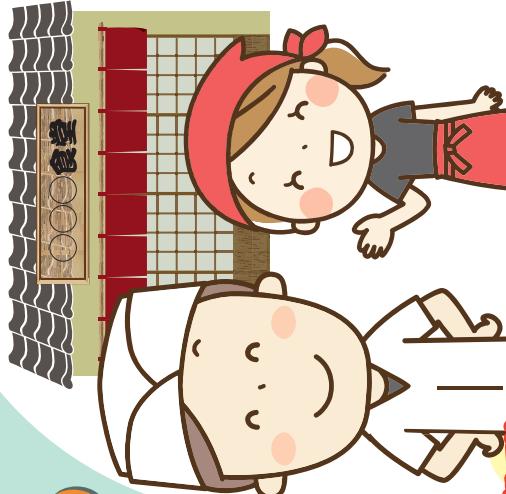
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**

有料指定袋を使用しても、事業ごみを家庭ごみの収集場所に出すことは不法投棄に当たり、廃棄物処理法第25条により下記の罰則が科せられます。

●5年以下の懲役  
●1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金

飲食店を運営する皆さんへ

# 飲食店での 正しいごみ の出し方



許可業者に処理を  
委託しまじょう!

無許可業者に委託すると  
法令違反となります。  
(罰則あり)

分別をしまじょう!  
産業廃棄物、一般廃棄物、  
リサイクル可能なものの  
分別を徹底しまじょう。

できるものは  
リサイクル!

再生利用可能なもの  
(紙類、缶・びん等)  
リサイクルを  
しまじょう。

家庭ごみでは  
出せませぬ!

家庭ごみとして排出することは  
不法投棄に該当します。(罰則あり)



## POINT 1 廃棄物をきちんと分別して、許可を受けた廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託しましょう。

飲食店から出るごみ

リサイクル可能なもの

一般廃棄物

産業廃棄物

一般廃棄物(事業系)

産業廃棄物収集運搬業者

一般廃棄物収集運搬業者

リサイクル施設

産業廃棄物処理施設

クリーンセンター

※詳細は、裏面の見開きページのPOINT2をご確認ください。

●廃棄物の処理を許可業者に委託する場合、一般廃棄物(事業系)と産業廃棄物についてそれぞれ  
契約を交わす必要があります。

●産業廃棄物の処理を許可業者に委託する時は、契約書を交わす\*管理票(マニフェスト)※2

詳しくは、契約時に  
許可業者に相談しよう!

## POINT 2 廃棄物をきちんと分別して、許可を受けた廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託しましょう。

飲食店から出るごみ

リサイクル可能なもの

産業廃棄物

一般廃棄物(事業系)

産業廃棄物収集運搬業者

一般廃棄物収集運搬業者

リサイクル施設

産業廃棄物処理施設

クリーンセンター

※詳細は、裏面の見開きページのPOINT2をご確認ください。

●廃棄物の処理を許可業者に委託する場合、一般廃棄物(事業系)と産業廃棄物についてそれぞれ  
契約を交わす必要があります。

●産業廃棄物の処理を許可業者に委託する時は、契約書を交わす\*管理票(マニフェスト)※2

詳しくは、契約時に  
許可業者に相談しよう!

## POINT 4 分別回収箱の配置例

リサイクル可能な紙類  
リサイクル可能な紙類は  
種類ごとに分別します。

分別表

分別方法を分かやすく  
示した表を掲載します。

## POINT 5 リサイクルについて

ごみを分別して出すことで、リサイクル処理  
を経て、右のような新たな製品に再生されます。  
ごみを分別して出すことで、リサイクル処理  
を経て、右のような新たな製品に再生されます。

## POINT 6 食品ロスの 削減について

サイス別メニューの設定などにより、  
食べ残しなどの食品ロスを減らしたうえで、  
處理機でごみを食品リサイクル生ごみ  
処理機やリサイクル施設への搬入をお願いします。

食品ロス削減に取り組む  
店舗が認定、PRする制度  
はこちら

「廃棄物の適正処理  
ガイドブック」  
QRコード

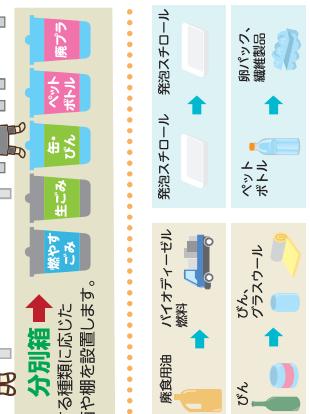
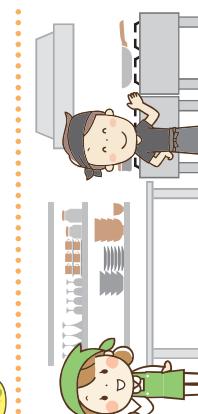
「京都ごみネット」  
QRコード

「京都ごみネット」  
QRコード

「京みやこさんぽい  
ポータルサイト」  
QRコード

「京都市ホームページ等で詳しく紹介しています。(参考資料)  
QRコード

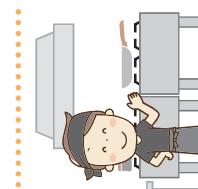
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



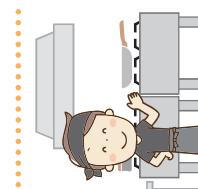
## POINT 7 マニフェストの交付について

業者にマニフェストを交付する必要があります。

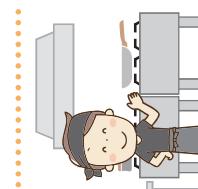
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



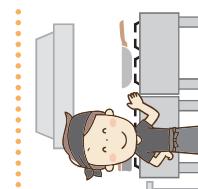
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



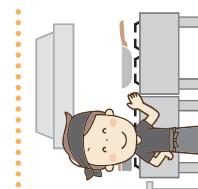
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



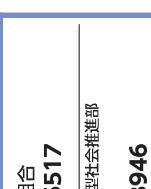
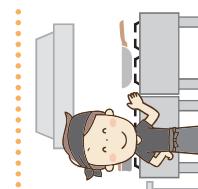
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



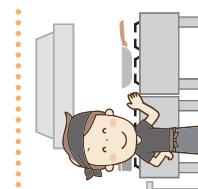
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



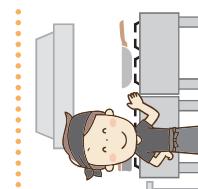
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



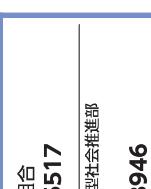
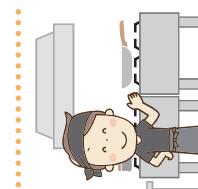
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



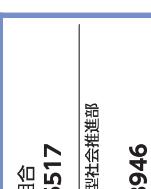
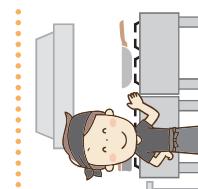
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



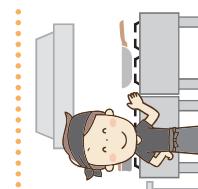
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



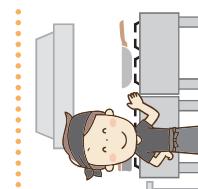
**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



**POINT**  **3 家庭ごみとして地域の集積場に出しますと、有料指定袋もダメ!!**



## 事業ごみの正しい分け方

※ 飲食店からでるごみの一例を記載したものです。  
下記に記載がないものや判断が難しいものについては、裏面の問合せ先等に御相談ください。

産業廃棄物	プラスチック類	プラスチック製の食器・調理器具・トレー、棚、レトルトパウチ、ストロー、スポンジ、ラップ類、ラミネート加工のメニュー、ビニール手袋、不織布マスク、アクリル板、おしごり(不織布・化学繊維製品、外袋) 従業員用制服(化学繊維製品)、のぼり ※天然素材(綿、シルク等)のものは一般廃棄物(事業系)		汚れのついたものは、サッと洗うなど可能な限り汚れを取り除いて出してください。
	発泡スチロール			できるものからリサイクル!
ペットボトル	飲料用、調味料などのペットボトル		单一素材のものは、分別することでリサイクルにつながります。	
ガラス陶磁器類	ガラス・陶磁器製の食器、鏡など			産業廃棄物処理業者に収集運搬・処分を委託してください。 また自ら産業廃棄物処理施設(中間処理施設等)に搬入することもできます。
金属類	金属製の調理器具、椅子及び机などの備品、看板、レジスター・券売機・パソコン(※)等電化製品 アルミホイル、カセットコンロ、ガスボンベ、忘れ物の傘など ※レジスター、券売機、パソコンは、金属類とプラスチック類、ガラス陶磁器類の混合物です。 ※傘は、金属類とプラスチック類の混合物です。		中身を使い切って出してください。	※パソコンはリサイクルシステムあり (例) (一社)パソコン3R推進協会
汚泥	グリストラップ清掃時に排出される汚泥			
廃油	使用済み天ぷら油、ラードなど		※廃油は廃油専門業者に委託することでリサイクルが可能です。 (ただし凝固剤を入れたものはリサイクルに向きません。) 詳しくは処理業者に御相談ください。	
電池類	乾電池、バッテリー、リチウムイオン電池など			処理業者に相談するのじゃ
缶・びん類	飲料用の空き缶・空きびん、缶詰の缶、食用油の缶など			産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託し、リサイクルしましょう。

家電リサイクル法対象製品	冷蔵(凍)庫、テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機	販売店に引取りを依頼するか、産業廃棄物収集運搬業者に指定引取場所への収集運搬を委託してください。
		<b>事業所から排出される家電4品目の処理方法</b> ○経済産業省リーフレット 事業所で使用している家電4品目は家電リサイクル法の対象です! <a href="https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_office.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_office.pdf</a>
		○一般財団法人 家電製品協会ホームページ 「リサイクル料金製品型名検索」 <a href="https://www.rkc.aeha.or.jp/type_name.html">https://www.rkc.aeha.or.jp/type_name.html</a>

フロン排出抑制法対象商品	業務用冷凍冷蔵庫、天井埋め込み型エアコン、冷凍冷蔵用ショーケース、スポットエアコンなど	フロン類が使用されている製品については、廃棄する際にフロン類の回収が必要です。 ○環境省、経済産業省リーフレット <a href="https://www.env.go.jp/content/900440903.pdf">https://www.env.go.jp/content/900440903.pdf</a> フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください (業者については京都府ホームページを御参照ください)。
--------------	---	---

一般廃棄物(事業系)	調理くず 食べ残し 期限切れの食材		一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。 ★可能な限り「食品リサイクル」をお願いします。 食品リサイクルについては委託されている一般廃棄物収集運搬業者に御相談ください。
	紙類	・リサイクル可能な紙 (雑誌、チラシ、ダンボール、紙パック、紙のメニューなど)	一般廃棄物収集運搬業者や古紙回収業者に委託してください。 ※リサイクル可能な紙類をクリーンセンターに搬入することはできません。 古紙回収業者はこちらの二次元コードから御確認ください。
		・リサイクルに向かない紙 (感熱紙、カーボン紙、圧着はがきなど) ・汚れの付いた紙 (使用済みの紙ナプキンなど)	
	割り箸、串		一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターに搬入します。
	木製品、植物(陶磁器製等の植木鉢及びプランターは除く。)など		一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターやリサイクル施設に搬入します。

見開きでごみ箱近くの壁に貼るなどして、御活用ください。

みんなに話したくなる みんなと始める 事業ごみ減量ニュースレター

# ごみやにけーしょん

“へらす”“わける”で  
目指せ一歩先行く  
ごみゼロ事業所!!

Vol.52

バックナンバーは  
こちら → 

〈業者収集〉

令和7年4月1日 から

ご理解とご協力を  
お願いします。



## 『ごみ搬入手数料』を改定します!

現行

100kgまで  
ごとに  
1,000円

令和7年4月1日から

10kgまでごとに **150円**  
(マンション等から出るプラスチック類に限り、10kgまでごとに**75円**)  
**100kg 1,500円** になります

令和7年4月1日から、上記のとおり、同手数料を改定しますので、  
適正な料金のご負担についてご理解いただきますようお願いします。

ごみ処理料金 = 収集運搬料金 + ごみ搬入手数料



排出事業者と許可業者の  
契約に係る留意事項を  
まとめた「ガイドライン」  
を作成しました!



<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000318594.html>

### Q なぜ改定するのですか?

**A** 現在、京都市では、市民・事業者・許可業者の皆様のご理解とご協力のもと、ごみの減量にあわせて経費の削減を進め、事業ごみの処理費用は100kgあたり約2,000円まで削減してきたところですが、現在、この処理費用を「ごみ搬入手数料」だけで賄いきれず、差額を公費で負担している状況です。

このような状況を踏まえつつ、排出事業者責任の考え方に基づく「ごみ搬入手数料」の適正化を図り、更なるごみ減量や民間リサイクルを促進するため、搬入手数料を改定するものです。

今後も、引き続き、ごみの減量の推進とごみ処理費用の削減に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



### Q なぜ「10kgまでごとに150円」に改定するのですか?

**A** 京都市廃棄物減量等推進審議会による「ごみ搬入手数料等の今後のあり方」に係る答申を踏まえ、課金単位を100kg単位から10kg単位に見直したうえで、排出事業者の皆様の急激な負担増とならないよう、10kgまでごとに150円に改定することにしました。

許可業者との契約に係るごみ処理料金には、本市のごみ搬入手数料だけでなく、許可業者の収集運搬料金も含まれているため、搬入手数料改定後の具体的なごみ処理料金については、現在ご契約されている許可業者にお尋ねください。

・事業系一般廃棄物のご相談は京都環境事業協同組合

受付時間 / 9:00 ~ 17:00 (月~金曜)

TEL: 075-691-5517

E-mail : [kumai@k-kankyou.ne.jp](mailto:kumai@k-kankyou.ne.jp)  
〒601-8317 京都市南区吉祥院新田式ノ段町65

無許可の業者(管理会社や清掃業者等)が  
他人のごみを収集運搬・処分することは  
違法です。

# 令和6年度 京都環境賞の募集

京都市では、市内を主たる活動の場として、先進性や発展性のある優れた環境保全活動に取り組んでいる市民・事業者（個人及び団体）の方を表彰しています。

## 京都環境賞（大賞）

副賞 **10万円**

## 特別賞（7部門）

副賞 **2万円**

## 奨励賞 記念品

そのほか参加賞あり!!

令和6年 **8月30日**  
まで募集中!  
皆様からのご応募をお待ちしています!!



京都環境賞 検索

京都市HPで過去の受賞者の活動内容をご紹介しています。



## 令和5年度の受賞者（敬称略）

賞区分	受賞者
京都環境賞（大賞）	株式会社ヒューマンフォーラム
特 別 賞	地球温暖化対策賞 生物多様性保全賞 循環型社会推進賞 環境担い手賞 個人活動賞 K E S 推進賞 工学賞
	第25回日本医薬品情報学会総会・学術大会 ビーバーの山の会 西喜商店 京都華頂大学 現代家政学部 食物栄養学科 劉大可、姚曉嵐、Martin・張 JR西日本京都SC開発株式会社 久我の杜自治連合会地域ごみ減量推進会議



## 産業廃棄物のポータルサイト「京（みやこ）さんぽいポータル」を開設

市内の排出事業者の皆様にとって情報収集の入口となるサイトを開設しました。

産業廃棄物の適正処理、3Rの推進に役立つ情報などを分かりやすく発信していきます。

### ＜サイトのコンテンツ＞

- 産業廃棄物に関する基礎知識の紹介
- 事業者が排出する廃棄物の分類検索
- 市内の産業廃棄物処理業許可業者の検索
- 産業廃棄物に関する届出報告の案内 など

詳しくはこち



<https://sanpai.city.kyoto.lg.jp>



“CHECK”

## 第2弾

### 業種別リーフレット～医療機関等の皆様向け～

病院や診療所（歯科を含む）、薬局から出る廃棄物の分別方法や正しい処理方法について、イラスト等を用いて分かりやすく示したリーフレットです。是非ご活用ください！

### ＜掲載内容＞

- 産業廃棄物と一般廃棄物の分別や許可業者への委託、事業所内での分別や保管、電子マニフェストの利用等のポイント解説
- 医療機関等から出るごみの正しい分け方を一覧表の形で掲載
- 産業廃棄物、一般廃棄物のそれぞれの問合せ先等を紹介

★ ダウンロードはこち

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323063.html>

◇ 問合せ・リーフレットのご要望は 廃棄物指導課まで (TEL:075-222-3957)



医療機関等での  
正しいごみの出し方



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

CITY OF KYOTO  
京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！

発行：京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
TEL:075-222-3948 FAX:075-213-0453

令和6年6月 京都市印刷物第064191号

夏休み 小・中学生

夏休みの  
自由研究に!

参加者募集  
別紙3

参加無料



## さんぱい 施設見学

# エコツアー



「さんぱい」って  
なに  
? サンパイ?

## さんぎょうはいきぶつ 産業廃棄物のこと

みんなが使う物やサービスを生み出す  
工場や会社からは、たくさんのごみ「産業廃棄物」が発生するよ。  
豊かなくらしを支えるために出た大量のごみは、どこへ行くのかな?



## 実地 見学会

コカ・コーラ社製品の  
製造工程や、  
ごみ処理の現場を  
見学できるよ!



日時 7月29日(月) 13時~17時

集合・解散場所：京都市営地下鉄「竹田駅」  
※見学会の終了時刻は多少前後します。

### 見学 場所

さんぱいが出るところ  
**コカ・コーラ ボトラーズ  
ジャパン(株)京都工場**

さんぱいを処理するところ  
**(株)カンボ**

※施設内は階段での移動があります。  
※見学の様子を写真撮影させていただきます。  
(個人が特定できないよう配慮します。)

### 参加 対象

京都市内に在住又は通学の  
**小学4年生～中学3年生**

※小学生は保護者同伴  
※参加対象者と保護者が同伴する場合のみ、対象  
年齢以下の乳幼児及び児童も参加可能。

### 定員

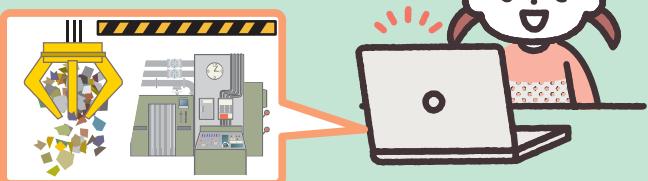
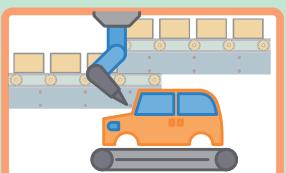
**20名(保護者も含む)**

※定員に達した場合は抽選

## オンライン見学会

トヨタ会館のオンライン授業  
を通じて、トヨタのクルマづくりの工夫などを知  
ることができるよ!

また、迫力あるごみ処理の現  
場をオンライン中継で見学で  
きるよ!



日時

**8月5日(月)** 13時~16時

※見学会の終了時刻は多少前後します。  
※事前に接続テストを実施します。

接続テスト ①7月24日(水)16:00~  
(いずれか1日) ②7月25日(木)16:00~

### 見学 場所

さんぱいが出るところ  
**トヨタ自動車(株)**  
さんぱいを処理するところ  
**(株)京都環境保全公社**

### 参加 対象

京都市内に在住又は通学の  
**小学4年生～中学3年生**

※小学生は保護者同伴  
※ただし一人でPC操作を確実に行うことができる場合に限り保護者不要。

### 定員

**15組**

※定員に達した場合は抽選  
※当選後にZOOMのID及びパスワード等を  
ご連絡します。

申込期間・申込方法など、詳しくは裏面をご覧ください。

## 見学会の目的

さんぱいが出るところと、さんぱいを処理するところを見て、明日につながる資源循環の仕組みを学び、わたしたちに今何ができるのかを考えます。



普段は中に  
入ることのない  
施設を見学したい！



こんな方に  
おすすめです

環境問題に  
興味がある！



夏休みの  
自由研究に！



夏休みの  
自由研究を  
応援！

見学会が終わったあとも  
質問を受け付けます

8月13日まで



※質問の受付先は見学当日にご案内します。

### お申し込み 方法

参加希望者（保護者の方を含む。）全員の氏名（ふりがな）、学年、代表者の方の連絡先及び希望コースを、電話、FAX又はメールにて下記の申込先にご連絡ください。  
※電話番号は、当日連絡のつく携帯番号等にしてください。

### 申込期間

令和6年6月14日（金）～7月9日（火）

京都いつでもコール 受付時間 8:00～21:00（年中無休）



TEL 075-661-3755

FAX 075-661-5855

おかげ間違いにご注意ください。



メール

京都いつでもコール

検索



<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html>

### FAX送信票 (FAX: 075-661-5855)

ご希望のコースにチェックを入れてください

実地見学会

オンライン見学会

ふりがな		ふりがな	
参加者 お名前	様 (学年 )	代表者 お名前	様 (年 月 日生)
ふりがな		代表者連絡先	
参加者 お名前	様 (学年 )	〒	—
ふりがな			
参加者 お名前	様 (学年 )	(TEL	—



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



この事業は家庭ごみ  
の有料の指定袋の  
収入を活用しています



この印刷物が不要になれば  
「雑がみ」として古紙回収等へ！



## 補足資料

### (制度、施策等の概要)

#### 1 多量排出事業場

前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上（特別管理産業廃棄物にあっては 50 トン以上）である事業場（多量排出事業場）を設置している事業者（多量排出事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施状況を、市長に提出、報告しなければならないこととされている。

**根拠** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第 12 条第 9 項～第 11 項ほか

#### 2 さんばい適正処理・3R推進事業場認定制度（さんばいチェック制度）

産業廃棄物の適正処理の確保並びに3Rの推進を図るため、排出事業者の自己チェックと改善の取組を支援するとともに、優良な結果の事業場を認定・公表する制度。

**根拠** 京都市産業廃棄物の適正処理の確保及び廃棄物の資源循環の推進に向けた自己点検等に関する要綱

##### 【制度の概要】

- ① 本市が当制度の案内通知を認定対象となる事業場に送付する。通知を受けた各事業者は、チェックシートをホームページからダウンロードし自己チェックを行い、認定基準を満たしたうえで応募する。
- ② 本市が申請のあった事業場の実地調査を行い、審査のうえ優良事業場を認定し、本市のホームページ等で公表する。

#### 3 建設リサイクル法届出現場

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出のあった建設工事等について、同法により再資源化が義務付けられている 3 品目（木くず、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊）のリサイクル等の状況を確認するため、一部の工事現場への立入調査を実施している。

#### 4 地下工作物存置届出現場

老朽化等により不要となった建築物や工作物を取り壊す場合、地下部分の工作物についても産業廃棄物として適正に処理しなければならないが、周辺の生活環境の保全に支障が生ずるおそれがなく、かつ、撤去した場合に周辺地盤に緩みが生じる場合など、存置することに一定の有用性が認められる工作物については、地下に存置して差し支えないと判断できる場合がある。

本市では、地下に工作物を存置しようとする工事業者からの届出を受け、存置による生活環境保全上の支障の発生のおそれや存置の有用性について、対象となる工事につき現場調査を行うなどして協議を行っている。

## 5 産業廃棄物の事業場外保管に係る届出の指導及び保管用地の監視

産業廃棄物を生じた事業場以外の場所（面積が300平方メートル以上）で産業廃棄物を保管する場合に、廃棄物処理法及び本市条例に基づき、届出義務が課されている。

しかし、無届けでの事業場外保管や保管用地への廃棄物の過堆積等の違法行為も散見されることから、必要な届出をするよう指導するとともに、保管用地の適正な使用を徹底させるため、定期的に現場確認を実施している。

**根拠** 廃棄物処理法第12条第3項ほか

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第3条以下

## 6 重点監視地域

市内の山間部においては、依然として産業廃棄物の不適正処理事案が見受けられることから、市内全域の山間部に対するパトロールを月1～4回程度の頻度で実施している。

また、山間部以外でも、不法投棄が頻発するなど、重点的に監視すべき地域についても、定期的にパトロールを実施している。

## 7 大岩街道周辺地域

伏見区の大岩街道周辺地域では、過去に周辺地域の住民に対し直接的に被害を及ぼすようなばい煙や悪臭、粉塵の発生などを伴う野外焼却などの悪質かつ重大な違法行為が行われていたため、これらの問題の解決に向け、平成8年度以降、全庁的な体制の下で対策に取り組んでいる。

全庁体制での監視の継続により、周辺地域に多大な悪影響を及ぼしていた大規模な野外焼却は終息しているが、依然として廃棄物の違法堆積や小規模な野外焼却等の違反が見られるため、定期的な監視パトロール及び立入指導を継続している。

## 8 クリーンセンターにおける搬入ごみ検査

本市では、一般廃棄物の処理施設であるクリーンセンターへの不適切な廃棄物の混入を防止するため、事業所などから排出された廃棄物の中に、プラスチック類などの産業廃棄物や、一般廃棄物のうちリサイクル可能な紙ごみなどが混入されていないかどうか、搬入車両のごみの展開検査及び目視検査を隨時実施している。

不適切な廃棄物が混入していることが判明した場合、搬入した収集運搬業者や事業者等への持ち帰り指導等のほか、後日、当該廃棄物を排出した事業場に対し、収集運搬業者を通じた啓発・指導や、本市職員による訪問等による直接指導を行い、一般廃棄物、産業廃棄物及びリサイクルできるものの分別やごみの保管状況等を調査して、事業者ごとの排出状況に応じた啓発・指導を行っている。

## 9 太陽光パネルの適正処理、リサイクルの推進

### (京都PVパネル循環プラットフォーム)

太陽光発電設備については、想定される2030年代後半以降の大量廃棄に備え、実効性のある適切な処理方法の確立が必要な状況となっている。

国においては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」が策定されたほか、再エネ特措法に基づく廃棄費用の外部積立制度などが創設されており、再資源化及び最終処分量の縮減に向けた取組が進められている。

令和6年度には、経済産業省及び環境省の合同審議会（経済産業省：イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会、環境省：太陽光発電設備リサイクル制度小委員会）において、太陽光発電設備のリサイクル制度の在り方についての素案が取りまとめられ、制度構築に向けた検討が進められた。

京都においても、大量廃棄に備えた新たな循環システムの構築のための意見交換の場として、PVパネルの製造から廃棄、リサイクルに至るまでの関係事業者、行政機関等で構成される「京都PVパネル循環プラットフォーム」を京都府が設置しており、本市としても、同プラットフォームへの参画を通じて、各関係者の動向や今後の見通しについて知見及び情報を収集し、関連事業者との意見交換を行っている。

## 10 下水汚泥固形燃料化施設

下水汚泥を蒸し焼きにし、下水汚泥に含まれる水分を蒸発させることにより、固形燃料を生成する施設。当該施設において生成された固形燃料は、石炭の代替燃料として火力発電所等において有効利用される。

市内の産業廃棄物の排出量の5割強を占める下水汚泥は、これまで、ほぼ全量を焼却し、焼却灰として埋立処分を行っていたが、リサイクルの更なる推進を図るため、令和3年度から、鳥羽水環境保全センターにおいて下水汚泥固形燃料化施設を稼働させ、本市において発生する下水汚泥のうち約半分の量を固形燃料化し、下水道資源のリサイクルを促進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化の抑止にも貢献している。

## 産業廃棄物実態調査の進捗状況について

### 1 産業廃棄物実態調査の概要

産業廃棄物（以下「産廃」という。）は、民間で処理され、京都市が産廃の発生、処理等の実態に係る各種データを持ち合わせていないことから、概ね5年ごとに産業廃棄物実態調査を実施し、京都市の状況を把握している。

令和7年度に、令和6年度の京都市内における産廃の発生量、再生利用量、最終処分量等の実態を調査するとともに、今後の産廃処理指導の方針検討の基礎とするため、産廃の発生抑制、適正処理、再資源化の促進等にまつわる現状、課題等について、排出事業者に対する調査を京都府と合同で実施する。

### 2 調査手法

#### (1) 調査対象

排出事業者 約3,000社（府全体で5,000社）

#### (2) 調査内容

ア 令和6年度における産業廃棄物の発生量、再生利用量、最終処分量等

イ 産業廃棄物の処理、資源循環の促進等に係る排出事業者の意識、現状、課題等

（資料2-2）意識調査質問（案）

#### (3) 調査方法

排出事業者へのアンケート調査

※ 環境省「産業廃棄物排出・処理実態調査指針」に準拠

#### (4) その他

調査自体は、食品ロス発生量推計調査及び産業廃棄物処理実績データベース化といった京都府の事業とともに実施する。

### 3 今後の想定スケジュール

令和7年 8月中旬 調査票の発送

9月 回答締切

11月 事業者からの中間報告

令和8年 1月 事業者からの実態調査結果報告

3月 第2回推進会議（実態調査の結果報告）

### 4 委託業者

日本情報通信株式会社

## 意識調査質問の概要

把握する課題	内容
廃棄物の減量目標の設定状況	廃棄物の減量目標の有無
動静脈連携の取組状況及び課題	(1) 動静脈連携の取組の有無 (2) 動静脈連携に取り組むための動機付け
シェアリングサービスの使用状況及び課題	(1) 業務用リース・レンタル製品の使用の有無 (2) 使用している製品 (3) 使用しない理由
リサイクル原料・製品等の使用状況及び課題	(1) リサイクル原料・製品の使用の有無 (2) 使用している原料・製品 (3) 使用しない理由
産業廃棄物のリサイクルの取組状況及び課題	(1) 産業廃棄物のリサイクルの取組の有無 (2) リサイクルの具体例 (3) リサイクルに取り組んでいない理由
廃プラスチックの減量、バイオマス・再生プラスチックの使用状況及び課題	(1) 廃プラスチックの削減の取組の有無 (2) バイオマスプラスチックの使用の有無 (3) バイオマスプラスチックを使用していない理由 (4) 再生プラスチックの使用の有無 (5) 再生プラスチックを使用していない理由
食品廃棄物（産業廃棄物）の課題	食品製造段階で発生した食品廃棄物をリサイクルするための課題
電子マニフェストの利用状況（高度利用を含む）及び課題	(1) 電子マニフェストの利用の有無 (2) 電子マニフェストを利用している理由 (3) 電子マニフェストと連動した外部システムの有無 (4) 電子マニフェストと連動して行いたいこと (5) 電子マニフェストを利用しない理由
京都府・京都市に対する意見	—
処理業者に対する意見	—

## 意識調査質問（案）

### 問1 廃棄物の減量について

資源の有効活用、持続可能な社会の実現、コスト削減等の観点から、目標を立てた廃棄物の減量は重要であると考えられます。

貴事業所から排出される廃棄物の減量目標はありますか。

- |         |            |               |
|---------|------------|---------------|
| 1 目標がある | 2 今後目標をつくる | 3 目標をつくる予定はない |
|---------|------------|---------------|

### 問2 動静脈連携（製造業（動脈産業）と廃棄物処理業（静脈産業）が連携すること）の推進

(1) 動静脈連携について、取り組んでいること又は取り組もうとしていることはありますか。該当する番号に○をつけてください。（複数回答可）

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1 リサイクルのしやすさを考慮した製品の設計・製造       |
| 2 リサイクルのしやすさを考慮した製品づくりのコンサルティング |
| 3 廃棄物回収、再生、原料の供給までの一貫した事業運営     |
| 4 動静脈連携のビジネスマッチング               |
| 5 その他の資源循環のトータルな仕組みづくり（ ）       |

(2) 動静脈連携に取り組むために、どのような事項が動機付けとして必要でしょうか。優先順位の高いものから3つ選び、番号を記入してください。

- |                           |
|---------------------------|
| 1 売上増加                    |
| 2 コスト削減                   |
| 3 資金調達上の優遇                |
| 4 資源循環や二酸化炭素排出削減などの社会的ニーズ |
| 5 取引先の要請・評価               |
| 6 消費者の評価                  |
| 7 取引機会の拡大                 |
| 8 同業他社の実施                 |
| 9 同業他社の積極的な実施状況に対する社会的好評価 |
| 10 その他（ ）                 |

(1番目)	(2番目)	(3番目)
-------	-------	-------

### 問3 業務用リース・レンタル製品の使用について

業務用リース・レンタルを活用は、一時的にしか利用しない製品の廃棄を防ぎ、製品の適正期間使用を促進します。

(1) 貴事業所において、業務用リース・レンタル製品を使用している、又は、使用予定（計画）はありますか。

- |        |                   |               |      |
|--------|-------------------|---------------|------|
| 1 使用済み | 2 今後使用する予定（計画）がある | 3 使用予定（計画）はない | 4 未定 |
|--------|-------------------|---------------|------|

(2) 問3(1)で、1又は2に○印をつけた方にお聞きします。具体的にどのような製品を利用されていますか。該当する番号に○印をつけてください。（複数回答可）

- |   |
|---|
| 1 重機                                      |
| 2 重機以外の産業機械（工作・計測・医療等に用いられる小型の作業機器・装置を含む） |
| 3 車・バイク                                   |
| 4 太陽光発電・蓄電池等周辺装置（P P Aを含まない）              |
| 5 照明                                      |
| 6 エアコン・パソコン・コピー機等のオフィス用電子機器（照明以外）         |
| 7 テーブル・机・ショーケース等業務用家具                     |
| 8 その他（ ）                                  |

(3) 問3(1)で、3又は4に○印をつけた方にお聞きします。それはどのような理由からですか。該当する番号に○印をつけてください。（複数回答可）

- 1 用途にあつたリース・レンタル製品がない  
 2 費用が高い  
 3 数量の安定的な確保が不安  
 4 リース・レンタル業者が分からぬ  
 5 リース・レンタル製品の導入について考えたことがなかつた  
 6 その他 ( )

#### 問4 リサイクル原料・製品等の使用について

限りある資源を有効に使うためには、リサイクル原料・製品等の使用を推進し新材投入量を削減することが望ましいと考えられます。

- (1) 貴事業所が製造する製品や提供サービスにおいて、リサイクル原料・製品を使用している、又は、使用予定（計画）はありますか。

1 使用済み 2 今後使用する予定（計画）がある 3 使用予定（計画）はない 4 未定

- (2) 問4(1)で、1又は2に○印をつけた方にお聞きします。それは具体的にどのように利用されていますか。  
 (複数回答可)

- 1 製品  
 2 製品の原料  
 3 製品の容器・包装材  
 4 燃料  
 5 その他 ( )

- (3) 問4(1)で、3又は4に○印をつけた方にお聞きします。それはどのような理由からですか。該当する番号に○印をつけてください。  
 (複数回答可)

- 1 用途にあつたリサイクル製品がない  
 2 費用が高い  
 3 品質が不安  
 4 数量の安定的な確保が不安  
 5 調達先が変わるために、従来の調達業者との付き合いに摩擦が生じる  
 6 調達先が分からぬ  
 7 リサイクル製品等の導入について考えたことがなかつた  
 8 その他 ( )

#### 問5 産業廃棄物のリサイクルの推進について

- (1) 貴事業所では、産業廃棄物のリサイクルに取り組んでいますか。

1 自社のみで取り組んでいる 3 今後取り組む予定がある  
 2 他社と協働して取り組んでいる 4 取り組んでいない

- (2) 問5(1)で、1から3までに○印をつけた方にお聞きします。廃棄物のリサイクルについて、取り組んでいること又は取り組もうとしていることはありますか。該当する番号に○をつけてください。  
 (複数回答可)

- 1 リサイクルをするための分別の徹底  
 2 自社で排出した廃棄物を、他社製品の原料としてリサイクル  
 (処理業者へ委託してリサイクルされているものも含む)  
 3 自社で排出した廃棄物を、自社又は他社用に燃料化  
 4 その他のリサイクル ( )

- (3) 問5(1)で、4に○印をつけた方にお聞きします。それはどのような理由からですか。該当する番号に○印をつけてください。  
 (複数回答可)

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 1 リサイクル業者が近くにいない  | 4 廃棄物の発生量が非常に少ない     |
| 2 余分に費用がかかる       | 5 情報が不足しており、やり方が分からぬ |
| 3 技術的理由、感染防止のため困難 | 6 その他 ( )            |

#### 問6 廃プラスチック類の減量について

脱炭素化の機運の高まり、海洋に流入するプラスチックによる環境汚染、プラスチック資源循環促進法の施行（令和4年）により、プラスチック類の有効利用が求められています。

(1) 貴事務所では、廃プラスチック類の削減に取り組んでいますか（予定の場合も含む。）（複数回答可）。

- |  |
|--|
| 1 プラスチックを用いて製造する製品について、プラスチックの減量・長寿命化・リサイクルのしやすさ（単一素材プラスチック利用等）を考慮した設計 |
| 2 プラスチック製の包装の簡素化又は廃止   |
| 3 プラスチック製の包装の紙・バイオプラスチックへ素材変更  |
| 4 プラスチック製製品の提供を抑制  |
| 5 製品運搬のために通い箱（繰り返し使える箱）の利用   |
| 6 プラスチックごみの店頭回収  |
| 7 プラスチックごみの分別の徹底   |
| 8 その他の取組（ ）  |
| 9 取り組んでいない   |

(2) バイオマスプラスチックを用いた素材や製品を製造・提供・販売していますか。

- |                              |
|------------------------------|
| 1 製造又は提供又は販売導入している（一部の製品でも可） |
| 2 近い将来における製造・提供・販売を検討している    |
| 3 取り組んでいない                   |

(3) 問6(2)で、3に○印をつけた方にお聞きします。それはどのような理由からですか。該当するものに☑をつけてください。

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> プラスチックを用いた製品等を製造・提供・販売していない  |
| <input type="checkbox"/> プラスチックを用いた製品等を製造・提供・販売している又は予定がある（あわせて、以下の該当する番号に○印をつけてください。）（複数回答可） |
| 1 費用が高い   |
| 2 品質が不安   |
| 3 数量の安定的な確保が不安  |
| 4 調達先が変わるために、従来の調達業者との付き合いに摩擦が生じる   |
| 5 調達先が分からぬ  |
| 6 その他（ ）  |
| 7 バイオマスプラスチックについて考えたことがなかつた   |

(4) 再生プラスチックを用いた素材や製品を製造・提供・販売していますか。

- |                              |
|------------------------------|
| 1 製造又は提供又は販売導入している（一部の製品でも可） |
| 2 近い将来における製造・提供・販売を検討している    |
| 3 取り組んでいない                   |

(5) 問6(4)で、3に○印をつけた方にお聞きします。それはどのような理由からですか。該当するものに☑をつけてください。

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> プラスチックを用いた製品等を製造・提供・販売していない  |
| <input type="checkbox"/> プラスチックを用いた製品等を製造・提供・販売している又は予定がある（あわせて、以下の該当する番号に○印をつけてください。）（複数回答可） |

- 1 費用が高い  
 2 品質が不安  
 3 数量の安定的な確保が不安  
 4 調達先が変わったため、従来の調達業者との付き合いに摩擦が生じる  
 5 調達先が分からぬ  
 6 その他（ ）  
 7 再生プラスチックについて考えたことがなかつた

#### 問7 食品廃棄物の減量について（食品製造業者のみ回答）

府内では、動植物性残さの再生利用率が全国と比べて低いため、再生利用の促進などに取り組む必要があります。

貴事業所では、食品製造段階で発生した食品廃棄物をリサイクルするうえでどのような課題がありますか。（複数回答可）

- 1 リサイクル業者が近くにない  
 2 焚却するよりも余分に費用がかかる  
 3 分別に手間がかかり過ぎる  
 4 情報が不足しており、やり方が分からぬ  
 5 その他の課題（ ）  
 6 特に課題はない

#### 問8 電子マニフェストの利用について

(1) 電子マニフェスト(JWNET)の利用状況について、お聞きします。該当する番号に1つ○印をつけてください。

- 1 利用している  
 2 今後利用する予定  
 3 利用していない(利用する予定はない)

(2) 問8(1)で、1又は2に○印をつけた方にお聞きします。それはどのような理由からですか。該当する番号に○印をつけてください。（複数回答可）

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1 発行作業が効率的    | 4 処理業者の推薦 |
| 2 紛失のおそれがない   | 5 行政の推薦   |
| 3 処理状況の確認等が容易 | 6 その他（ ）  |

(3) 問8(1)で、1に○印をつけた方にお聞きします。電子マニフェスト(JWNET)を、より便利に利用するため、マニフェストアシストシステムという上乗せのソフトウェア(ASP)が販売されています。貴事業所では、このようなASPサービスを活用していますか。

- 1 活用している（具体的な内容(使用ソフト名等) ）  
 2 活用していない

(4) 問8(1)で、1に○印をつけた方にお聞きします。電子マニフェスト（システム）と連動させて行いたいことはありますか。

- 1 ある（下欄にも記入ください） 2 ない

（内容）

(5) 問8(1)で、3に○印をつけた方にお聞きします。それはどのような理由からですか。該当する番号に○印をつけてください。（複数回答可）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1 収集運搬業者が未対応 | 5 入力が面倒       |
| 2 中間処理業者が未対応 | 6 情報流出の危険性がある |
| 3 導入コストが高い   | 7 知らなかつた      |

4 排出事業者にとってメリットがない

8 その他( )

問9 貴事業所の産業廃棄物の処理に関して、京都府・京都市に期待することはありますか。該当する番号に○印をつけてください。(複数回答可)

- 1 プラスチック資源循環やリサイクルの高度化など、産業廃棄物の処理方法に関する国の動向についての情報提供
- 2 排出事業者を対象とした、産業廃棄物の排出抑制・リサイクル・適正処理に関する講習会の開催
- 3 産業廃棄物の排出抑制・リサイクルによる温室効果ガス排出量の抑制についての情報発信
- 4 産業廃棄物の排出抑制・リサイクルを含む持続可能な社会づくりに取り組む事業者に対する金融機関の動向についての情報発信
- 5 排出事業者と廃棄物処理業者とのマッチング
- 6 不要となった物を有価で引き取ることができる事業者の情報発信
- 7 リサイクルについて、先進的手法や温室効果ガスの排出削減効果が高い手法に取り組める産業廃棄物処理業者の育成
- 8 産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する啓発活動の実施
- 9 産業廃棄物の不適正処理や不法投棄などに対する監視・指導体制の強化
- 10 観光客向けのごみ排出マナーの呼び掛けの強化
- 11 その他( )
- 12 特にない

問10 処理業者に対する御意見、御要望等を御自由にお書きください。

御協力ありがとうございました。